



個人事業税第1期分 納税をお忘れなく

個人事業税の第1期分の納期限は
8月31日(水)です。

8月中旬に県から納税通知書が届きますので、次の場所で納付してください。

- ◇銀行、信金、農協、漁協、ゆうちょ銀行(ゆうちょ銀行代理店の郵便局を含みます。)などの金融機関
- ◇コンビニエンスストア、MMK設置店(MMK端末が設置されているスーパー、ドラッグストアなどの店舗)

※納付書の納付金額が30万円以下の

ものにかぎる。

◇県税事務所

なお、Pay-easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキングまたはATMを利用して納付することもできます。

ただし、Pay-easy、ゆうちょ銀行および郵便局では領収証書は発行されません。

必要な方は、金融機関などの窓口で納付してください。

また、納税には便利で安全な口座振替の制度もありますので、希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。

問合せ先 愛知県西三河県税事務所

県民税・事業税第二グループ

〒444-8503(住所記載不要)

☎0564-127-2713

<http://www.pref.aichi.jp/zeimu>

児童扶養手当

児童扶養手当・特別児童扶養手当・遺児手当の受給者の方
現況届の提出を

児童扶養手当・特別児童扶養手当・遺児手当を受給している方は、現況届を提出してください。

提出期間

・児童扶養手当・遺児手当…8月1日(月)～31日(水)

・特別児童扶養手当…8月12日(金)～9月12日(月)

※20日(土)および日曜・祝日は受付できません。

提出・問合せ先 いきいき広場内

介護保険・障がいグループ

☎52-9871

児童扶養手当の加算額が変わります

8月1日(月)から児童扶養手当の第2子の加算額および第3子以降の加算額が変更されます。

◆8月から(12月9日(金)支払分から)加算額が、所得に応じて増額されます。

「第2子」月額5,000円↓最大で月額1万円に

「第3子以降」月額3,000円↓最大で月額6,000円に

◆平成29年4月から(平成29年8月10日(木)支払分から)

物価スライド制を導入します。

※物価の上下に合わせて支給額が変わる「物価スライド制」を、児童扶養手当の加算額にも導入します。

問合せ先 いきいき広場内

介護保険・障がいグループ

☎52-9871

戸籍に記載されていない方へ

～一人で悩まないで、まず相談を～

全国の法務局・地方法務局およびその支局、または市の戸籍窓口では、戸籍に記載されるための相談を受け付けています。相談は無料で秘密は厳守しますので、まずは相談してください。

問合せ先

・名古屋法務局刈谷支局 ☎21-0086

(午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く。)

・冨市民窓口グループ ☎52-1111 (内線214・218)

(午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く。)



節電



温度設定は
こまめに!